

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		資格情報通知書による再通知
根拠法令及び条項		国民健康保険法施行規則第7条の3の2
所管部課係名		いきいき健康部国保年金課保険税賦課係
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>第七条の三の二 世帯主は、その世帯に属する被保険者に係る資格情報通知書を破り、汚し、又は失ったときは、次に掲げる事項を記載した申請書を当該世帯主が住所を有する市町村に提出し、第七条第一項第二号に掲げる書類（当該申請書に被保険者の個人番号を記載しない場合に限る。）を提示して、その再通知を申請することができる。</p> <p>(1) 被保険者の氏名及び生年月日 (2) 被保険者の個人番号又は被保険者記号・番号 (3) 再通知申請の理由</p> <p>2 市町村は、前項の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る被保険者の資格に係る情報を、資格情報通知書により世帯主に再通知しなければならない。</p> <p>3 第七条第五項及び第六項の規定は、世帯主以外の者が世帯主を代理して第一項の申請をする場合について準用する。この場合において、同条第五項中「再交付」とあるのは、「再通知」と読み替えるものとする。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	令和7年1月1日設定（令和 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	1週間程度
	設定等年月日	令和7年1月1日設定（令和 年 月 日最終変更）